

○辰野町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成21年10月16日

告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、認知症の高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度利用を支援し、もって要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次に掲げる審判の申立て（以下「申立て」という。）及び申立てに要する費用の負担並びに成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に対する扶助とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(申立て)

第3条 町長は、町内に住所を有する者又は町外の施設等に入所する住所地特定者で成年後見人等を必要とする状態にある者（以下「対象者」という。）を発見したとき又は次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は申立てを行うものとする。

- (1) 2等身以内の親族がいないとき又はこれらの親族がいても虐待や所在が明らかでない為申立てが行われることが期待できず、対象者の保護を図るために必要と認められるとき。
- (2) 対象者に3親等又は4親等の日常的に関わりがある親族がいないとき又はこれらの親族がいても申立てをする者の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のいずれかに準ずるとして町長が認めた者

2 対象者であっても、住所地実態が町外であり当該市町村の居住が長期化し、当該市町村

が対象者の状況をよく把握している場合、当該市町村と相談の上申立てをどちらが行うか検討するものとする。

3 審査請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(申立ての判断基準)

第4条 申立ての要否の判断は次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状態
- (3) 親族の存否及び当該親族が申立てを行う意思の有無
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な事情

(申立てに要する費用の負担)

第5条 町長は、申立手数料、登記手数料、診断書費用、鑑定費用その他の申立てに要する費用（以下「申立て費用」という。）を負担するものとする。

(申立てに要する費用の求償)

第6条 町長は、対象者又はその他の者（以下「関係者」という。）が申立費用を負担させることが、相当であると判断した時は当該対象者、関係者に対し、成年後見人等申立費用請求書（様式第1号）により、町が負担をした当該申立てに要する費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、次のいずれかに該当する者についてはこの限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又はこれに準じる者
- (2) 申立費用を負担することが困難であると町長が認める者

2 町長は、前項の規定による求償をしようとするときは、申立てと併せて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28第2項の規定により家庭裁判所の費用負担命令を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

(成年後見人等の報酬に対する扶助対象)

第7条 町長は、申立てにより成年後見人等の審判を受けた者（以下「被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定めるところにより、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を扶助することができる。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又はこれに準じる者
- (2) 被後見人等が市町村民税非課税であり、被後見人等が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額から家庭裁判所が決定した報酬額を控除した額が50万円を下回る者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、扶助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認めるもの

2 前項のいずれかに該当していても4親等以内の親族が成年後見人等の場合、扶助を行わないものとする。

(扶助の申請)

第8条 前条の規定により扶助を受けようとする成年後見人等は、成年後見人等報酬費用扶助申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得及び資産等が確認できる書類
- (2) 後見等の開始の事実が確認できる書類
- (3) 報酬付与の審判書の写し
- (4) 家庭裁判所へ提出した成年被後見人等の財産目録の写し

(扶助の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して扶助の可否を決定し、成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(扶助の請求)

第10条 前条の規定により扶助の決定を受けた成年後見人等は、扶助金の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用扶助請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(被後見人等死亡後の扶助)

第11条 被後見人等が死亡した場合又は報酬額の決定が被後見人等の死亡後に行われた場合、当該被後見人等の成年後見人等であったものが申請し扶助が受けることができるものとする。

2 前項の規定により支給すべき後見人等報酬の額は、遺留財産を報酬に充当してもなお不足する金額と扶助額の上限を比較して少ない額とする。

3 死亡時、被後見人等に預貯金があるにも関わらず、その者の成年後見人等であった者が報酬額を控除せず相続人に預貯金を引き継いだ後に申請を行った場合、扶助しない。

(返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により扶助を受けたものがあるときは、その者に対して扶助した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月27日告示第15号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年9月2日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

成年後見人等報酬費用扶助金額基準表

成年被後見人等の状況	扶助基準月額
在宅	28,000円
施設入所	18,000円

備考

- 1 上記の金額を扶助額の上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を扶助する。
- 2 報酬の扶助対象期間は、扶助申請を行った日から起算して2年前の日が属する月から申請日が属する月までとする。

様式第1号（第6条関係）

辰第 号
年 月 日

成年後見人等申立て費用請求書

様

辰野町長 印

年 月 日に行った下記の審判の請求につきまして、辰野町が申立て費用を負担しております。家事事件手続法第28第2項の費用負担の審判がありましたので、辰野町成年後見制度利用支援事業第6条に則りこれに要した費用につきまして請求いたします。

記

1. 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判請求の種類

2. 費用の納付

(1) 請求金額 金 _____ 円

(内訳)	申立て手数料	円
	登記手数料	円
	印紙・切手費用	円
	診断書料	円
	鑑定料	円

(2) 納付期限 年 月 日

様式第2号(第8条関係)

成年後見人等報酬費用扶助申請書

年 月 日

辰野町長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

成年後見人等に対する報酬費用の扶助を受けたいので、辰野町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により申請します。

成年被後見人等			
氏名			
住所			
生年月日		年齢	歳
電話番号			
成年後見人等			
氏名			
住所			
生年月日		年齢	歳
電話番号			
類型(○で囲む。)	成年後見	保佐	補助
成年後見人等報酬決定額	円		
報酬支払決定期間	年 月 日から 年 月 日まで分		

- 添付書類
- 1 所得及び資産等が確認できる書類
 - 2 後見等の開始の事実が確認できる書類
 - 3 報酬付与の審判書の写し
 - 4 家庭裁判所へ提出した成年被後見人等の財産目録の写し

様式第3号(第9条関係)

成年後見人等報酬費用扶助決定・却下通知書

辰第 号
年 月 日

様

辰野町長 印

年 月 日付で申請のあった成年後見人等に対する報酬費用の扶助について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 扶助決定

成年被後見人等			
氏名			
住所			
生年月日		年齢	歳
電話番号			
成年後見人等			
氏名			
住所			
生年月日		年齢	歳
電話番号			
後見人の内容(○で囲む。)	成年後見	保佐	補助
成年後見人等報酬扶助決定額	円		
報酬支払決定期間	年 月 日から 年 月 日まで分		
扶助決定理由			

2 却下

理由	
----	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、辰野町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、辰野町を被告として(訴訟において辰野町を代表する者は辰野町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第10条関係)

成年後見人等報酬費用扶助請求書

年 月 日

辰野町長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

年 月 日付 第 号で決定のあった成年後見人等に対する報酬費用の扶助について次のとおり請求します。

一 金 円也

振込金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 出張所
口座種別	普通 ・ 当座			
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 10 条関係)